

地域密着！会員の皆様のために、
商工会は行きます！聞きます！提案します！

～第37号～
(発行：平成29年1月)

◆編集・発行◆◆◆◆◆

山梨市商工会
会長 新谷 一男
会員数 817名 (H29.1.1)



■本所 山梨市上神内川1348番地 山梨市牧丘町窪平56番地
電話 0553 (22) 0806 電話 0553 (35) 2250
Fax 0553 (23) 1529 Fax 0553 (35) 4426



山梨市商工会だより



新年明けまして おめでとうございます

会長 新谷一男 「地域密着、身近にあって頼りになる商工会」を目指して！

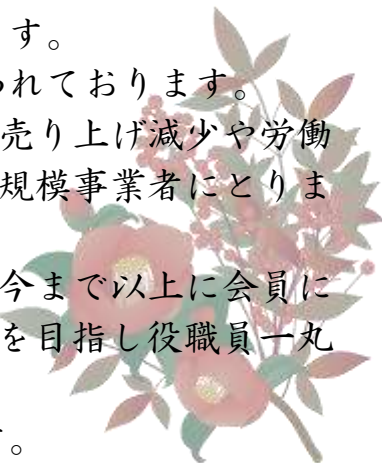
皆様には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、我が国経済は、穏やかな回復基調が続いているといわれております。

しかしながら、地域においては、個人消費の冷え込みによる売り上げ減少や労働力不足、原材料の高騰など経営課題は山積しており、中小・小規模事業者にとりましては厳しい経営環境が続いております。

このような中、商工会は皆様の経営の持続的発展を目指し、今まで以上に会員に寄り添った伴走型支援を強化し、「信頼され、役立つ商工会」を目指し役職員一丸となり邁進して参る所存です。

どうかお気軽に相談し、商工会を活用して頂ければ幸いです。



平成28年分所得税・消費税 決算個別指導のお知らせ

本年も平成28年分の所得税・消費税の決算、確定申告時期となりました。

今年度も昨年同様に完全予約制で実施します。

昨年、商工会に来られた相談日を基準に、また新たに会員になられた方には商工会で日時を指定させていただきます。後日、商工会から個別に指導日のご案内の通知が届きますので、今から少しずつ準備をよろしくお願ひします。



相談日 平成29年2月6日(月)～3月15日(水)

税理士指導日 平成29年2月16日(木)・2月28日(火)

平成29年3月7日(火) ※各日とも山梨市商工会本所にて

※税理士による指導を希望の方、お気軽に申し込み下さい。(無料)

申込・お問い合わせ 山梨市商工会(電話 0553-22-0806)

この冬は「巨峰湯もり」

観光飲食サービス業部会では、地域の名物料理を開発しようと6月から毎月勉強会を開き研究してきましたが、この度、夏の巨峰おざらに続く冬用のメニューとして、巨峰湯もりを開発しました。麺つゆは各お店が考えた独自のつゆで頂くことができます。こののぼり旗がある下記の7店舗でどうぞ！

① 中華料理 きたはち
富士料理 喜多八
☎0553-22-0491
山梨市上神内川1492
🕒11:30~14:00(L.O)
17:30~21:00(L.O)
📍15台 📞水曜日
kitahachi.web.fc2.com/

② そば屋
やぶそば利久
☎0553-23-1584
山梨市歌田423-1
🕒11:30~14:00
17:00~22:00
📞有 📞火曜日

③ 富士屋茶屋
いろり
☎0553-35-2176
山梨市牧丘町堂伏2361-3
🕒11:00~18:30
📍30台 📞水曜日
www.d2.dion.ne.jp/~irori140/

④ 蕎麦処
きくや
☎0553-35-2317
山梨市牧丘町蓮平71
🕒11:00~19:00
📞有 📞日曜日

⑤ リーフ
キッチン Leaf
☎055-253-0103
山梨市方力1838-1
方力公園内
🕒10:00~17:00
📞有
📞月曜日
*祝日の場合翌日

⑥ お食事処
はくさい
☎080-5033-8931
山梨市牧丘町霞平453-1
花かげの湯内
🕒11:00~21:00
📞有
📞月曜日
*祝日の場合翌日

⑦ 食事処 千原
ちから
☎0553-39-2331
山梨市牧丘町成沢725-1
🕒11:00~15:00
18:00~21:00
*完全予約制
📞有 📞不定休
fruits.jp/~ichinohashi/
chiwara

【おざらとは】
甲州名物のほうとうよりも、やや細い麺。
暑い夏には茹でた麺を冷めで冷やし、温かい
つゆにつけていただきます。

【湯もりとは】
山梨の伝統的な食べ方で、現在は客揚げ付
出す方言として山梨で使われています。

山梨市内
7店舗限定！



65歳以上の方も保険料免除で雇用保険へ加入できます

平成29年1月1日から雇用保険の適用が拡大

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。

◆平成29年1月1日以降、新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件(1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。)に該当する場合→「雇用保険の加入手続き」を行って下さい。

◆平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の適用要件に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。
→「雇用保険の加入手続き」を行って下さい。

◆平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されるため→届出は不要です。

雇用保険料免除措置の廃止(平成32年4月1日より施行)

現在、毎年4月1日時点で満64歳以上の雇用保険被保険者については、高年齢労働者として雇用保険料が免除されています。

しかし、この度の雇用保険適用拡大に合わせて、この免除制度が廃止され、平成32年4月1日からは、高年齢労働者の方も新たに保険料が徴収されることとなります。

分からないことがありましたら、気軽に商工会までお問合せ下さい。山梨市商工会(電話 0553-22-0806)